

1 公有財産（町有地）の使用許可申請について

- (1) 公有財産（町有地）の使用を希望する方（以下この項において「申請者」といいます。）は、公有財産使用（貸付）許可申請書（様式第1号）に必要事項を記載の上、当該公有財産の使用又は貸付けを希望する期間の初日前から起算して14日前までに申請してください。

この申請書には、次の書類を添付してください。ただし、当該公有財産の使用又は貸付けに係る許可申請の性質又は目的により該当のない事項については、この限りではありません。

ア 申請場所を記した案内図

イ 電柱、建物その他の工作物又は建築物の設置に係る申請の場合は、当該工作物又は建築物の位置明細書及び位置図

ウ 前号に規定する工作物又は建築物の詳細図面

エ その他町長が必要と認める書類（土地利用計画図等）

- (2) 申請書の提出があった後に、その内容を審査し、当該公有財産の使用又は貸付けを許可するときは、当該公有財産の使用に係る使用料又は貸付料を算定し、当該使用料又は貸付料の納入通知を申請者に通知します。また、当該公有財産の使用又は貸付けを許可しないときは、公有財産の使用（貸付）に係る回答書（様式第2号）を申請者に通知します。

使用料又は貸付料は、五霞町財産規則（平成17年五霞町規則第11号）第20条の2の表により算定します。

- (3) 申請者は、当該公有財産の使用料又は貸付料を当該公有財産の使用又は貸付けを希望する期間の初日前までに納付してください。この使用料又は貸付料は、当該公有財産の使用又は貸付けを希望する期間に係る金額を一括で納付してください。
- (4) 使用料又は貸付料の納付が確認できたときは、行政財産使用許可書（様式第3号）又は普通財産使用許可書（様式第4号）を申請者に交付します。

2 公有財産（うち普通財産）の売払い又は譲与の申請について

- (1) 普通財産の売払い又は譲与を希望する方（以下この項において「申請者」といいます。）は、町有地払下（譲与）申請書（様式第8号）に必要事項を記載の上、申請してください。なお、「譲与」については、国又は地方公共団体にのみ行うものとしします。

- (2) 申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該普通財産の売払い又は譲与の可否について町有地払下（譲与）回答書（様式第9号）により申請者に通知します。この場合において、当該普通財産の売払い又は譲与をしようとするときは、契約書（様式第5号から第7号までのいずれか）により申請者との間に契約を締結するものとしします。

また、普通財産の売払金額は、町長が指定する不動産鑑定士の行う鑑定評価によるものとします。